

北区教育委員会からの重要なお知らせとお願い

令和2年4月8日

北区立小学校・中学校の保護者の皆様

北区教育委員会事務局
教育振興部教育指導課長

畔柳 信之

「緊急事態宣言」発令に伴う登校日の中止について

このたびのコロナウイルス感染症の拡大に伴い、国は「緊急事態宣言」を発令いたしました。

このことを受け、登校日を実施することによる児童・生徒の三密（密閉・密集・密接）を避けるため、以下のとおり、区で設定した登校日を中止といたします。ご理解・ご協力の程よろしく申し上げます。

1 第2回登校日（4月20日・21日）について

第2回登校日を中止とします。緊急事態宣言が解除される（現在のところ、5月6日まで）まで、登校日は設定しません。

ただし、時間差登校等による課題の受け渡しや書類提出が必要な場合がありますので、ご協力ください。

2 臨時休業中の児童・生徒の健康状態や学習状況の確認について

各学校においては学校体制を整え、登校日に代わる対応を工夫して行いますので、ご協力願います。

（1）健康状況の確認

定期的に児童・生徒の健康状況を電話で確認を取るなどして、自宅での生活の様子を把握し、適切な指導を行います。

※ 感染症の罹患や疑いがあるという場合は、学校にご連絡ください。

（2）学習状況の確認

定期的に児童・生徒の学習状況を電話で確認を取るなどして、自宅での学習の様子を把握し、個別に課題の受け渡しをするなど、自宅学習を可能な範囲で支援します。

3 その他

以下のことについての提出や受け渡しは、学校の指示に従ってください。

（1）就学援助の封筒は、学校が設定した日程で学校にご提出ください。（締め切りは4月21日）

なお、提出がない場合、または必要書類の不足がある場合は、第1回目までの支給に間に合わない場合がありますので、ご了承ください。

（2）課題の受け渡しについては、学校公式ホームページや学校配信メールにて保護者宛て周知します。

【問合せ】

北区教育委員会事務局教育振興部教育指導課

電話 03-3908-9287